



えがお あいさつ 思いやり
心でつなぐ東っ子
すてきな未来へ ふみ出そう

狭山市立入間川東小
学校便り 1月号
令和3年1月8日

TEL 04-2952-3118 FAX 04-2952-3119 URL http://www.sayama-stm.ed.jp/e_higasi/index/

あけましておめでとうございます

おだやかに松も明け、新学期が始まりました。

着ぶくれて浮世の義理に出かけけり 富安風生

こんな例年なら当たり前のことも自粛せざるを得ない年末年始でしたが、それだけに「今年こそ良い年に」との思いを強くされた方が多いことと思います。

学校でも、感染症対策に万全を期しながら、児童にとって今年がより良い年になるように尽力してまいります。よろしくお願いたします。



「まが玉」に込めた願い…

明日（9日）校内書初め展があります。2学期末の競書会では、どの学年の児童も大変集中して取り組んでいて、秀作、力作が並んでいます。是非ご来校ください。（地区別公開です）

さて、今年の手初めのお題は、次のとおりです。

3年「れきし」 4年「まが玉」 5年「美しい心」 6年「山里の春」

私は始業式で、この中の「まが玉」の話をしました。

<皆さんは「まが玉」を見たことがありますか。

「まが玉」は、大昔の遺跡、古墳などから見つかる古代の装飾品です。埼玉県古墳からも発掘されています。県名に「玉」が入っているという縁もあって、埼玉県の県章にもデザインされています。

「まが玉」は古くから不思議な力が宿るとされ、魔除けや厄除け、悪霊から身を護るという意味で身につけられてきたものとされています。「お守り」のようなものですね。

今年の4年生の手初めに、なぜ「まが玉」という言葉が選ばれたのかはわかりませんが、昨年、新型コロナウイルス感染症のために世界中の人が大変な思いをしたことを考えると、新しい年が幸せなものであるようにという願いが込められているのかなと思われま。

皆さんだったら、「まが玉」にどんな願いを込めますか…>

私たち学校職員の一番の願いは、児童の健全な成長です。そのために今年も創意工夫を凝らし、精一杯努めてまいります。保護者・地域の皆様の御理解・御協力をよろしくお願いいたします。



「まが玉」



埼玉県名の由来である「幸魂（さきみたま）」の「魂」は、「玉」の意味でもあり、まが玉は、埼玉県にゆかりの深いものとなっている。また、まが玉を円形に配置したデザインは、「太陽」「発展」「情熱」「力強さ」を表している。県旗は県章を白地に赤く染め抜いたもので、昭和39年9月1日に制定された。（埼玉県HPより）

1月の主な行事予定

| | |
|---|-------------------------------------|
| 8日(金) 始業式 C日課3時間 一斉下校 | 14日(木) 委員会活動 身体計測2, 3年 竹の子 資源回収日 |
| 9日(土) 土曜授業日(公開あり) C日課3時間 校内書き初め展 | 21日(木) クラブ活動 |
| 11日(月) 成人の日 | 22日(金) 6年制服採寸15:30 |
| 12日(火) 給食開始 C日課5時間 身体計測1, 5年 書き初め選手練習 | 25日(月) 6年租税教室 |
| 13日(水) 身体計測4, 6年 ベルマーク回収日 | 28日(木) クラブ活動 |

※1月の土曜授業公開は、1校時(菅1, 2, 3)2校時(田中、祇園)3校時(峰、旭)となっていますので、時間に合わせてお越しください。

埼玉県教育委員会から県内の各市町村教育委員会や県立学校に、ネット問題対策教育推進事業の一環として「埼玉県ネットトラブル注意報」が配信されています。「埼玉県ネットトラブル注意報」は、県内の児童生徒に関するネットトラブルの未然防止のため、サイト監視業者が監視活動等から得た喫緊の課題と対策をまとめたものです。下記は、配信された内容を抜粋したものです。インターネットは便利なものですが、使い方を誤ると事件や事故に巻き込まれたり、社会的に大きな問題になったりする危険性があるとの認識が必要です。参考になりますので、ぜひ、ご一読をお願いします。

インターネット上での著作権侵害について

埼玉県教育委員会 ネットトラブル注意報(第7号)

インターネットには、誰でも手軽に文章や写真、動画などを投稿できるサービスが複数あります。そうしたサービスが普及した一方で、他者が創作した著作物を勝手に利用し、著作権を侵害している可能性がある投稿を目にすることがあります。

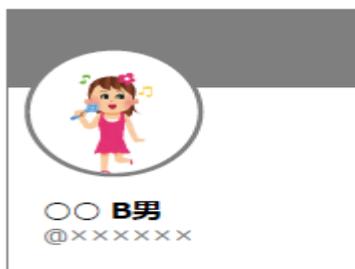
一 インターネット上で著作権を侵害している可能性があるケース

インターネット上で著作権を侵害している可能性があるケースとしては、以下のようなものがあげられます。

テレビ番組の映像を動画として投稿しているケース



芸能人の写真を SNS などのアイコン画像に使っているケース



他の利用者の創作物などを自作のように投稿したり、無断転写したりするケース



- 著作物をコピーし自分で楽しむ
(例) テレビ番組を録画して視聴する
- × 著作物をコピーし無断で掲載する
(例) テレビ番組を動画撮影し、動画投稿サイト等に投稿する
※このような画像等をダウンロードすることも違法です



他者が創作した著作物(写真、動画、イラスト、文章、音楽など)を、その人の許可なくインターネットに載せると著作権の侵害となり、罪に問われる可能性があります。

実際に、人気漫画を無断で動画サイトに投稿した人や、インターネットに投稿されていた写真をコピーして写真集を作り販売したり、画像投稿サイトに無断で投稿したりした人、テレビ中継を無断で動画サイトにリアルタイムで配信した人などが逮捕されたという事案も発生しています。

誰かが創作した著作物には著作権があること、著作物を創作した人の許可なく利用すると著作権の侵害となる可能性があることを頭に入れ、インターネット上の著作物の取り扱いに注意しましょう。